

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

深谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

深谷市上敷免地内の県道由良深谷線と自転車歩行者専用道路（通称あかね通り）との交点を起点とし、県道由良深谷線を南に進み、県道深谷飯塚線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、福川左岸との接点に至り、同地点から同左岸を東に進み、県道弁財深谷線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、深谷市道E—三百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、深谷市道E—三百九十六号線を経て深谷市道E—三百九十八号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、県道原郷熊谷線との接点に至り、同地点から同県道を東に進み、熊谷市と深谷市の境界との接点に至り、同地点から同境界を概ね南西に進み、JR高崎線との交点及び上越新幹線との交点を経て県道熊児玉線との接点に至り、同地点から同県道を北西に進み、深谷市道幹一四十二号線との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、深谷市道幹一四十三号線との接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、深谷市道I—四十五号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道幹一五号線を経て深谷市道I—十五号線との接点に至り、同地点から同市道幹一三号線（南通り線）との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、深谷市道幹一三号線（南通り線）との接点に至り、同地点から同市道を西北西に進み、深谷市道H—四十八号線の接点に至り、同地点から同市道を南のち西に進み、深谷市道幹一四十号線との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、深谷市道幹一三号線（南通り線）との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、深谷市道幹一八号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道G—三百八十五号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道幹一二十八号線との接点に至り、同地点から同市道を西北に進み、県道寄居岡部深谷線との接点に至り、同地点から同県道を南西に進み、深谷市道D—四百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、深谷市道D—四百九十三号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道D—四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道を西北西に進み、深谷市宿根千四

百九十八番六地先に至り、同地先から民地と民地の境界を北東に進み、同市宿根
千四百九十八番八地先に至り、同地先から南東に進み、深谷市道D－四百四十九
号線と深谷市道D－五百十五号線との接点に至り、同地点から深谷市道D－五百
十五号線を北東のち北に進み、深谷市道B－六百三十一号線との接点に至り、同
地点から同市道を北に進み、深谷市道B－一百九十三号線との接点に至り、同地点か
ら同市道を東に進み、深谷市道B－一百九十三号線との接点に至り、同地点から同
市道を南に進み、福川左岸との接点に至り、同地点から同左岸を東に進み、深谷
市道B－二百二十号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、県道伊勢
崎深谷線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、深谷市道B－二百五十
三号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、大堀川左岸との接点に至
り、同地点から同左岸を南東に進み、深谷市道幹一号線との接点に至り、同地点
から同市道を北に進み、深谷市道B－二百七十六号線との接点に至り、同地点か
ら同市道を東に進み、深谷市道幹二十七号線との接点に至り、同地点から同市道
を南に進み、深谷市道B－六百号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進
み、自転車歩行者専用道路（通称あかね通り）との接点に至り、同地点から同專
用道路を北に進み起点に至る区域並びに、深谷市東方三千三百五十五番三地先の
県道原郷熊谷線と深谷市道E－六百九号線の接点を起点として、同市道を北に進
み、熊谷市と深谷市の境界との接点に至り、同地点から同境界を南南東に進み、
県道原郷熊谷線との接点に至り、同地点から同県道を西北西に進み起点に至る線
で囲む区域

（面積 千六百六十七四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定獣具の種類

銃器